

# 群馬県文化財保護条例の一部改正(案)の概要

## 1 条例改正の目的

群馬県内に存する文化財の登録制度を新設するため、条例の一部を改正して、所要の規定の整備を行う。

### \*文化財の登録制度

- ・文化財保護の中心である指定制度を補い、より多くの文化財の保護を図る。
- ・活用しつつ次の世代に継承するため、指定制度よりも緩やかな規制とし、所有者の意思を尊重しつつ自発的な保護を図る。

※令和3年の文化財保護法の一部改正により、文化財保護法上の制度として地方公共団体による文化財登録制度が位置付けられた。

## 2 主な改正点

文化財の種類(有形文化財・無形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財・記念物)ごとに、登録・抹消の手续や登録後の管理方法等について規定する。

### ○文化財の登録・抹消の手續

- ・関係市町村の意見聴取【登録】
- ・所有者等の同意【登録】
- ・文化財保護審議会への諮問【登録/抹消】
- ・県報告示及び所有者等への通知【登録/抹消】
- ・登録証の交付・返付【登録・抹消】

### ○登録後の管理方法等

- ・管理義務
- ・各種届出義務(所有者変更、滅失・毀損等、所在場所変更、現状変更等)
- ・管理等への指導・助言

## 3 登録制度による効果

- ①価値を把握して公的に文化財として位置づけ、保護を図ることができる。
- ②文化財として広く認知され、保護と継承の意識醸成、観光・地域振興への活用が期待できる。
- ③文化財保護法の規定により国の登録文化財へ提案することができる。

## 4 施行期日(予定)

令和6年4月1日